

平成 22 年 12 月 3 日

資 料

(資 産 課 税)

〈追加的論点〉

目 次

1. 相続税

- (1) 税率構造 P 1
- (2) 未成年者控除・障がい者控除 P 7

2. 贈与税

- (1) 税率構造 P 8
- (2) 相続時精算課税と消費について P 13

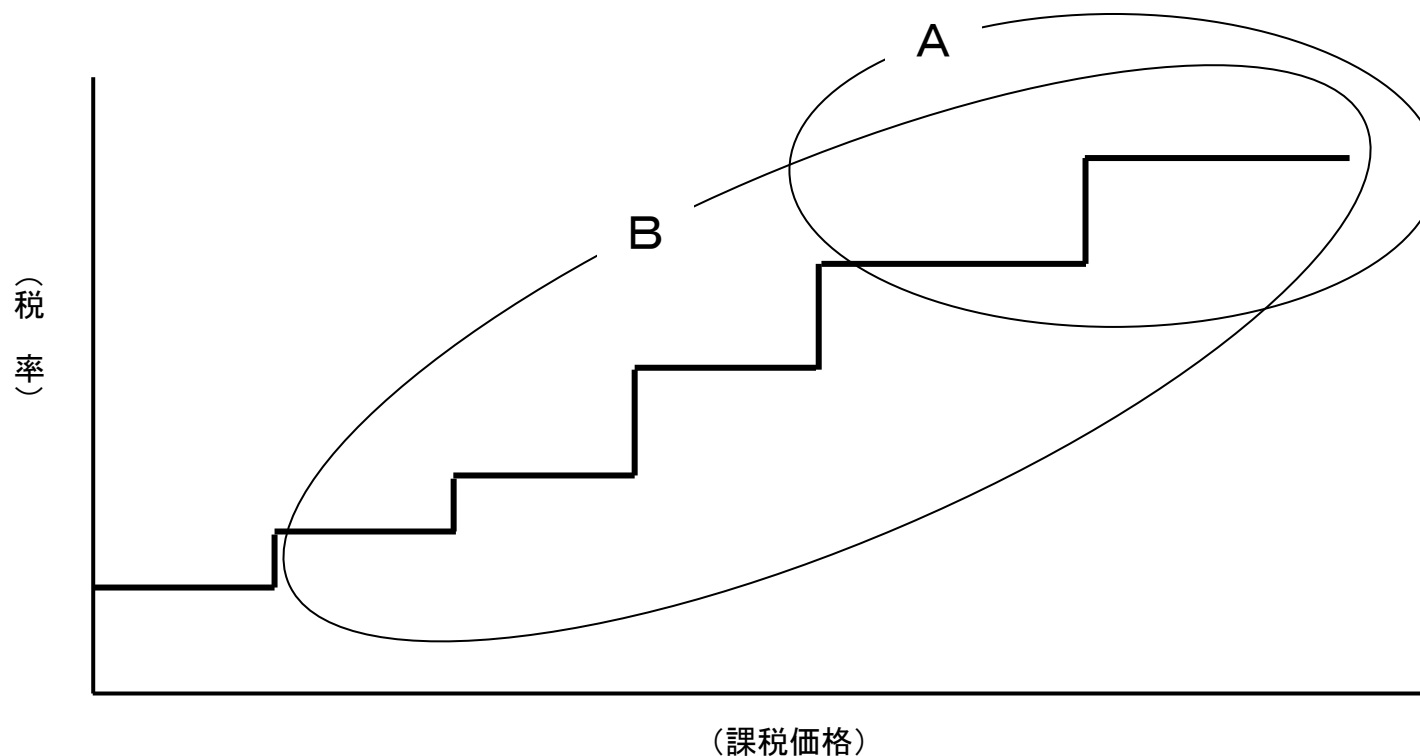
1. 相続税

(1) 税率構造

(2) 未成年者控除・障がい者控除

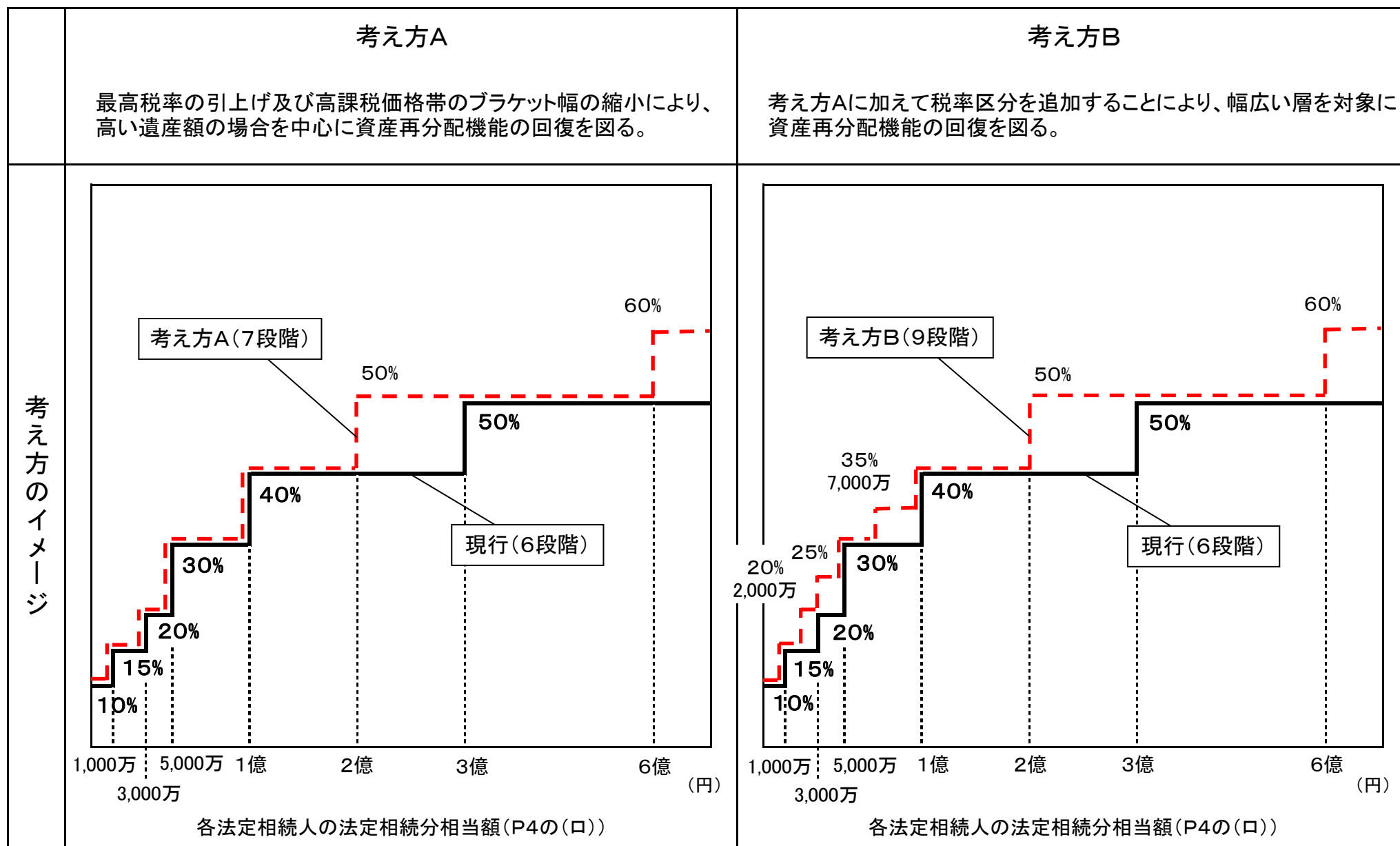
[相続税の税率構造見直しの際の視点]

- 資産再分配機能の回復の観点から、
 - (A) 極めて高額の遺産を取得するようなケースを中心に負担を求めるか、
 - (B) 相続税の課税対象となる資産保有層全般にわたって幅広く負担を求めるか。



- また、最高税率の引上げについては様々な意見があるが、どう考えるか。

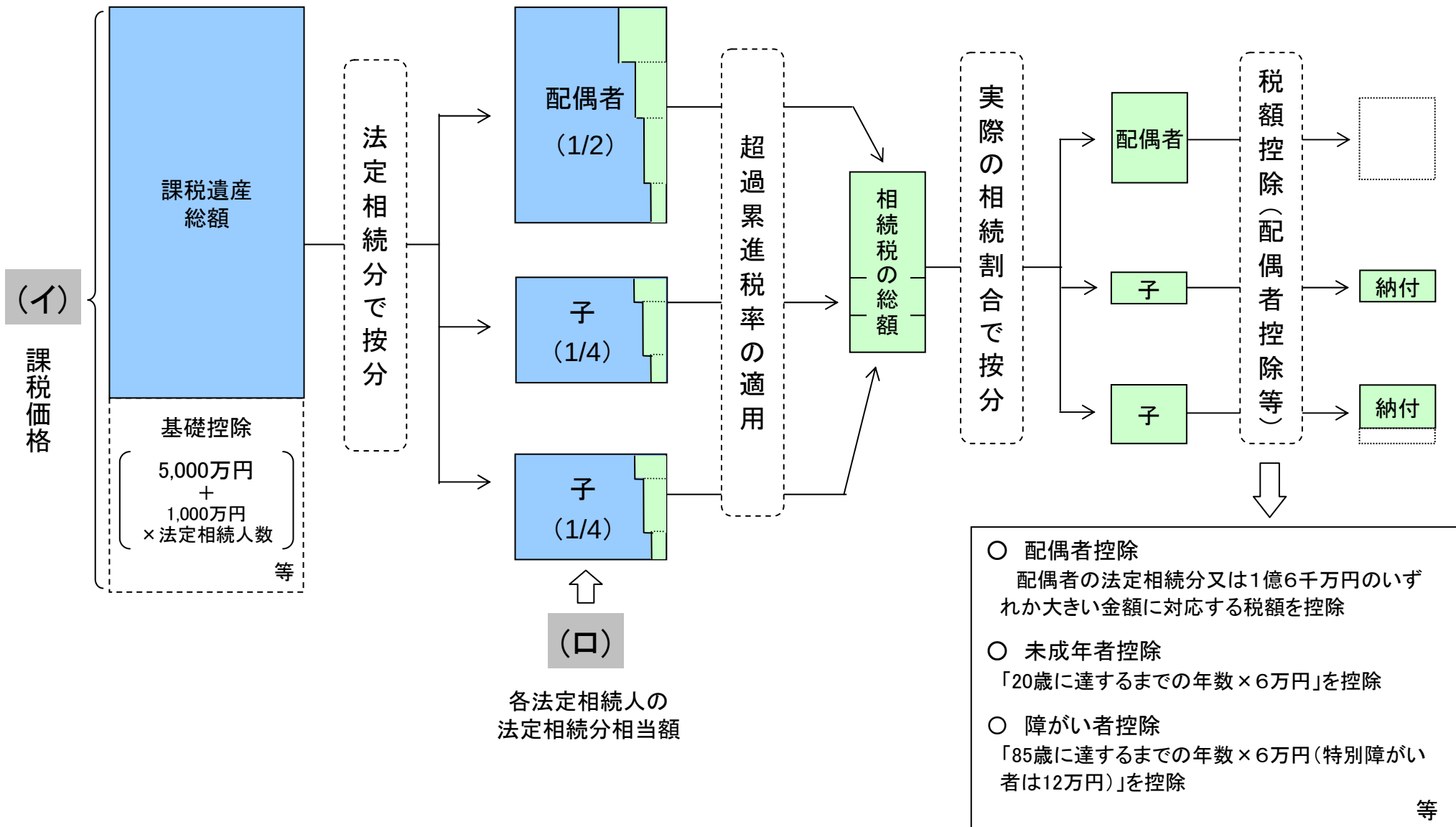
相続税の税率構造の見直しに係る考え方(その①)



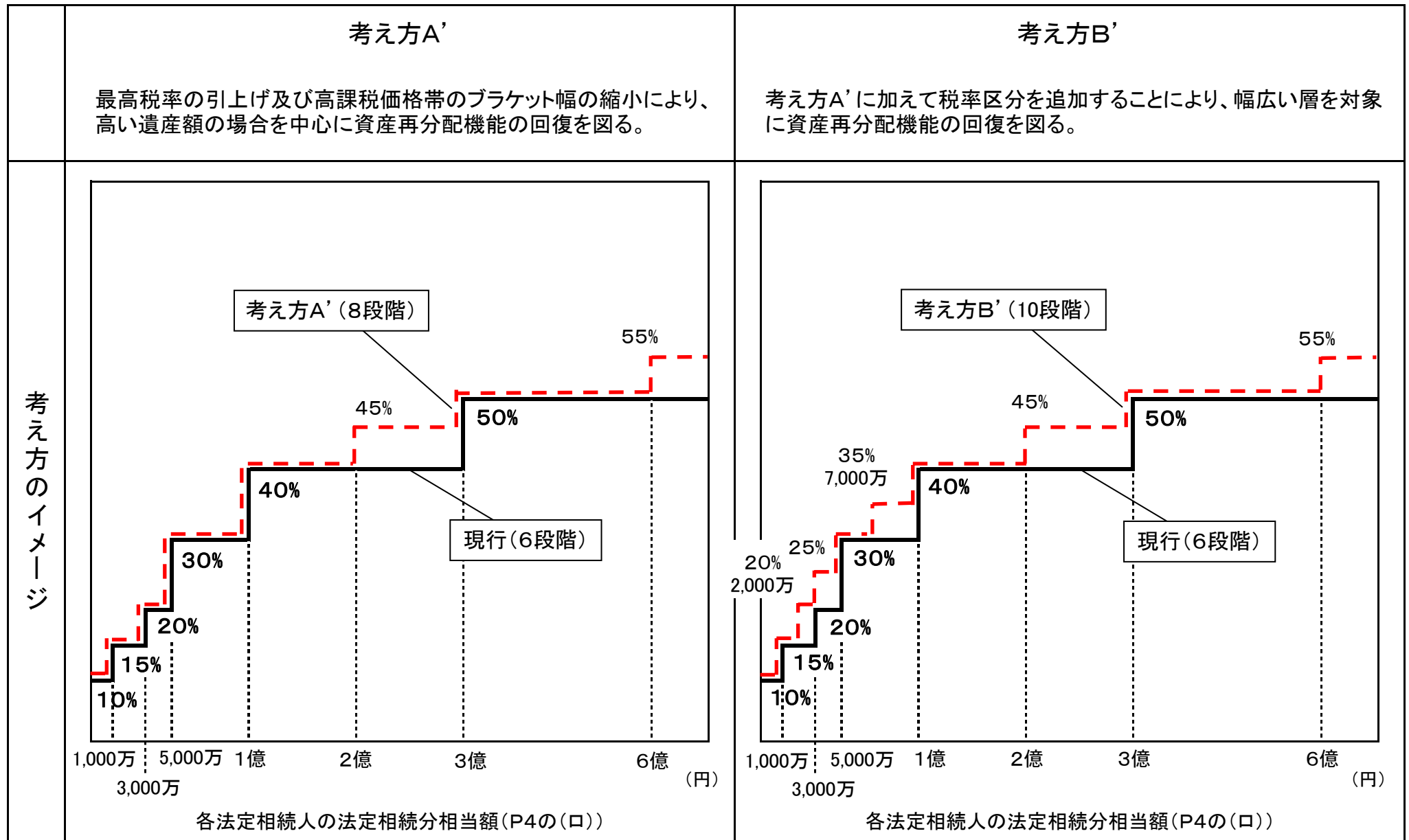
相続税の仕組み

相続税の総額の計算

各人の納付税額の計算



相続税の税率構造の見直しに係る考え方(その②)



相続税の税率構造の見直しによる相続税額への影響（個別的な計算例）

		相続税の税率構造		
		考え方 A	考え方 B	現 行
		最高税率: 60% 税率区分: 7段階	最高税率: 60% 税率区分: 9段階	最高税率: 50% 税率区分: 6段階
相続税の課税価格 (P4のイ)	1億円	100万円 〔±0円〕	100万円 〔±0円〕	100万円
	3億円	2,300万円 〔±0円〕	2,600万円 〔+300万円〕	2,300万円
	5億円	5,900万円 〔+50万円〕	6,350万円 〔+500万円〕	5,850万円
	10億円	1億7,450万円 〔+800万円〕	1億7,900万円 〔+1,250万円〕	1億6,650万円
	20億円	4億4,250万円 〔+3,300万円〕	4億4,700万円 〔+3,750万円〕	4億 950万円

(注) 相続人は配偶者と子2人であり、法定相続分により相続したものとして、相続税額を計算。

相続税の未成年者控除・障がい者控除について

○ 制度の概要

- 未成年者控除
相続人が20歳未満である場合には、その者の相続税額から、「6万円×20歳に達するまでの年数」を控除。
- 障がい者控除
相続人が障がい者である場合には、その者の相続税額から、「6万円（特別障がい者は12万円）×85歳に達するまでの年数」を控除。

○ 控除額の推移

昭和33年	昭和48年	昭和50年	昭和63年
1万円	2万円	3万円	6万円

（注）障がい者控除は昭和47年に創設。その後の改正は上記と同様。

○ 控除額の考え方

- ① 未成年者控除について、昭和33年当時に控除額を1万円としたのは、
（所得税の第1人目の扶養控除額が **5万円**）×（相続税の限界税率の平均が **20%**）＝1万円
という考え方に基づくもの。
- ② その後の改正においては、物価等の動向を踏まえ、調整を図ってきたもの。

○ 見直しの方向性

未成年者控除・障がい者控除については、物価の動向（S63:100⇒H22:112.3）及び今般の相続税全体の見直し内容を踏まえ、控除額の調整を行うことが考えられるのではないか。

2. 贈与税

(1) 税率構造

(2) 相続時精算課税と消費について

贈与税の税率構造の推移

11月25日(木)
第13回税制調査会提出資料

高齢者層への資産集中が進む一方、贈与税の税率構造は相続税の税率構造に比べ、相対的にきついものとなっている。

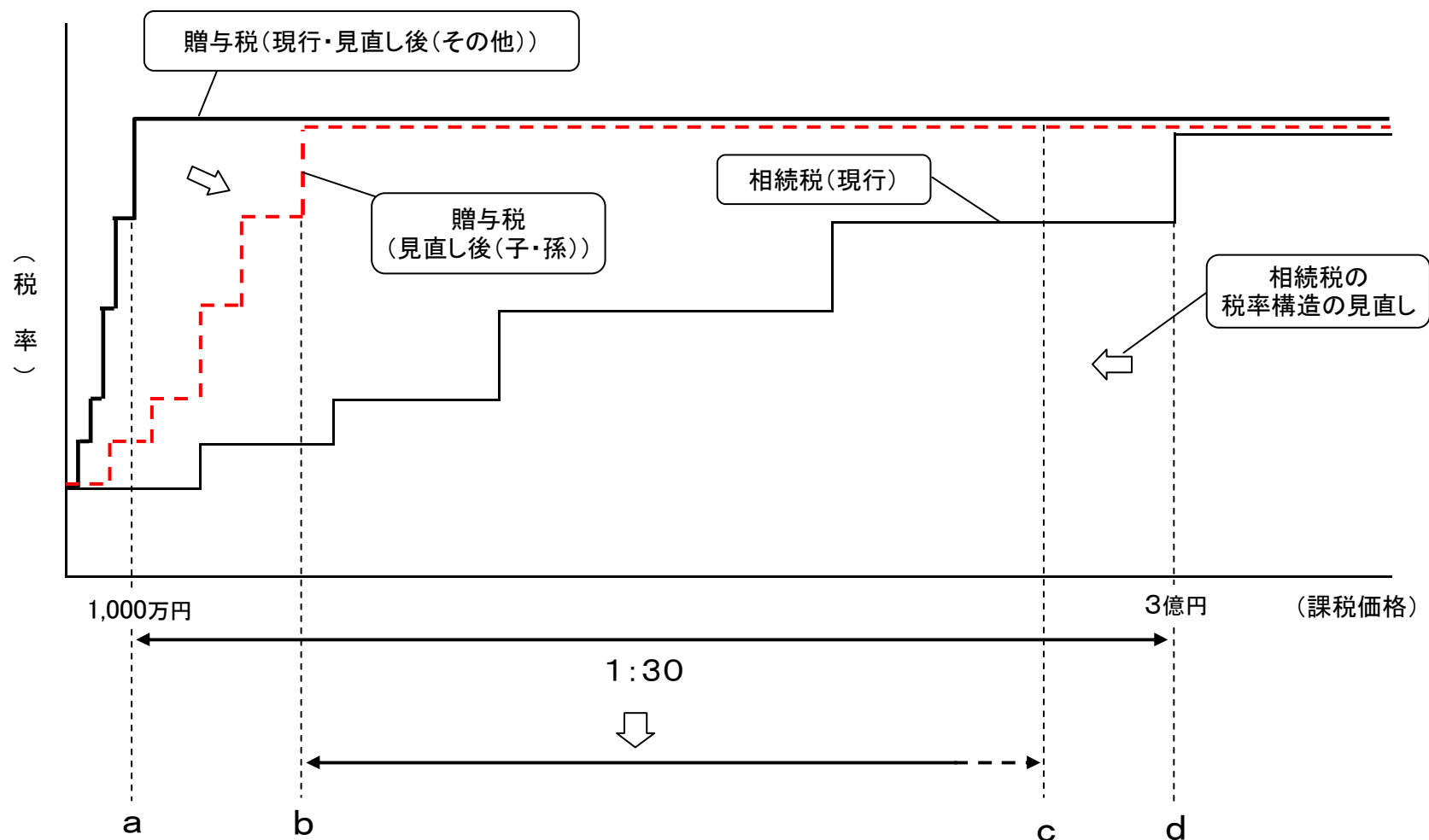
		昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税 率 構 造	(税率)	(控除後の課税価格)	(控除後の課税価格)	(控除後の課税価格)
		贈与税 相続税	贈与税 相続税	贈与税 相続税
		800万円	1,000万円	1,000万円
		1億円	2億円	3億円
50% となる財産価額 が適用開始	贈与税 (A)	800万円	1,000万円	1,000万円
	相続税 (B)	1億円	2億円	3億円
	比率 (A:B)	1 : 12.5	1 : 20	1 : 30

贈与税の税率構造の見直しの方向性

11月25日(木)
第13回税制調査会提出資料

若年世代への早期資産移転をより一層促進する観点から、相続税の見直しと併せて、若年世代を受贈者とする贈与税の税率構造を見直すことが考えられる。

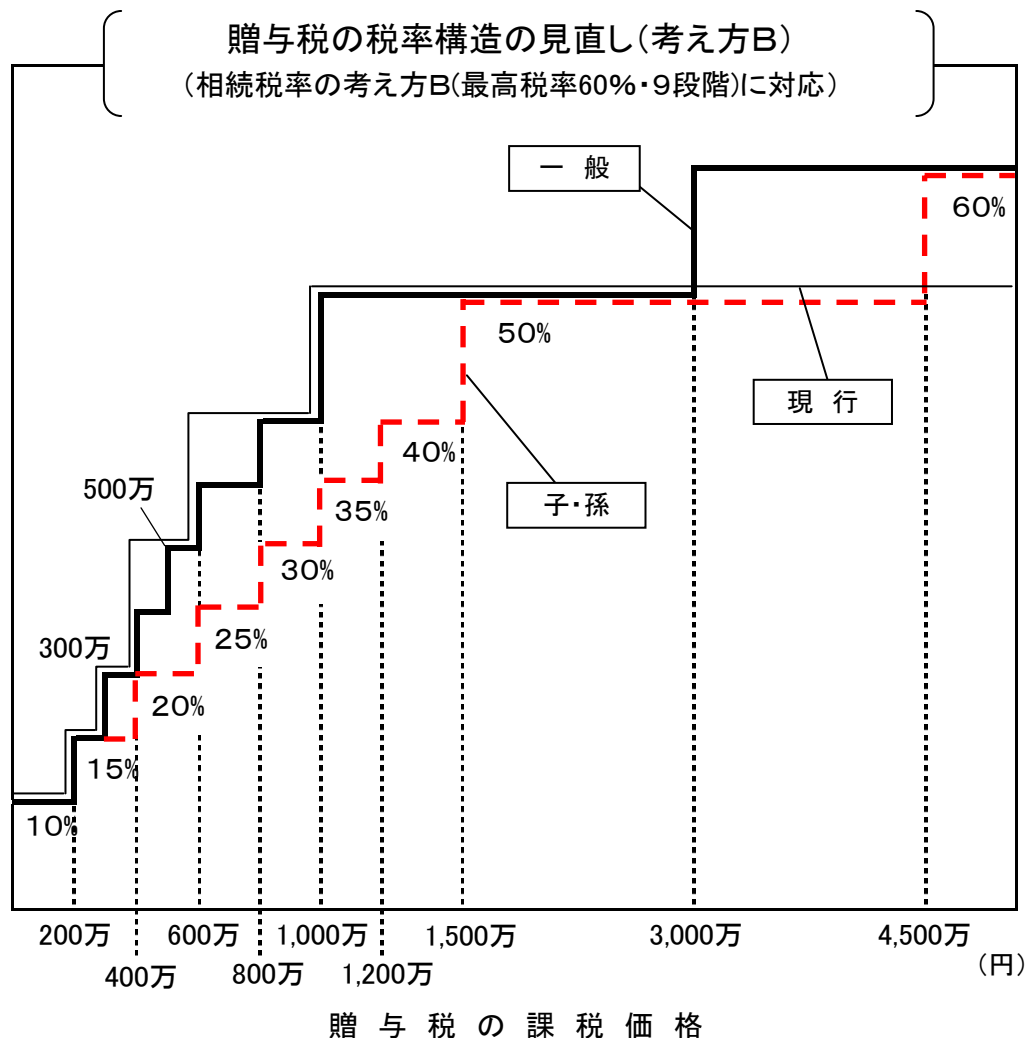
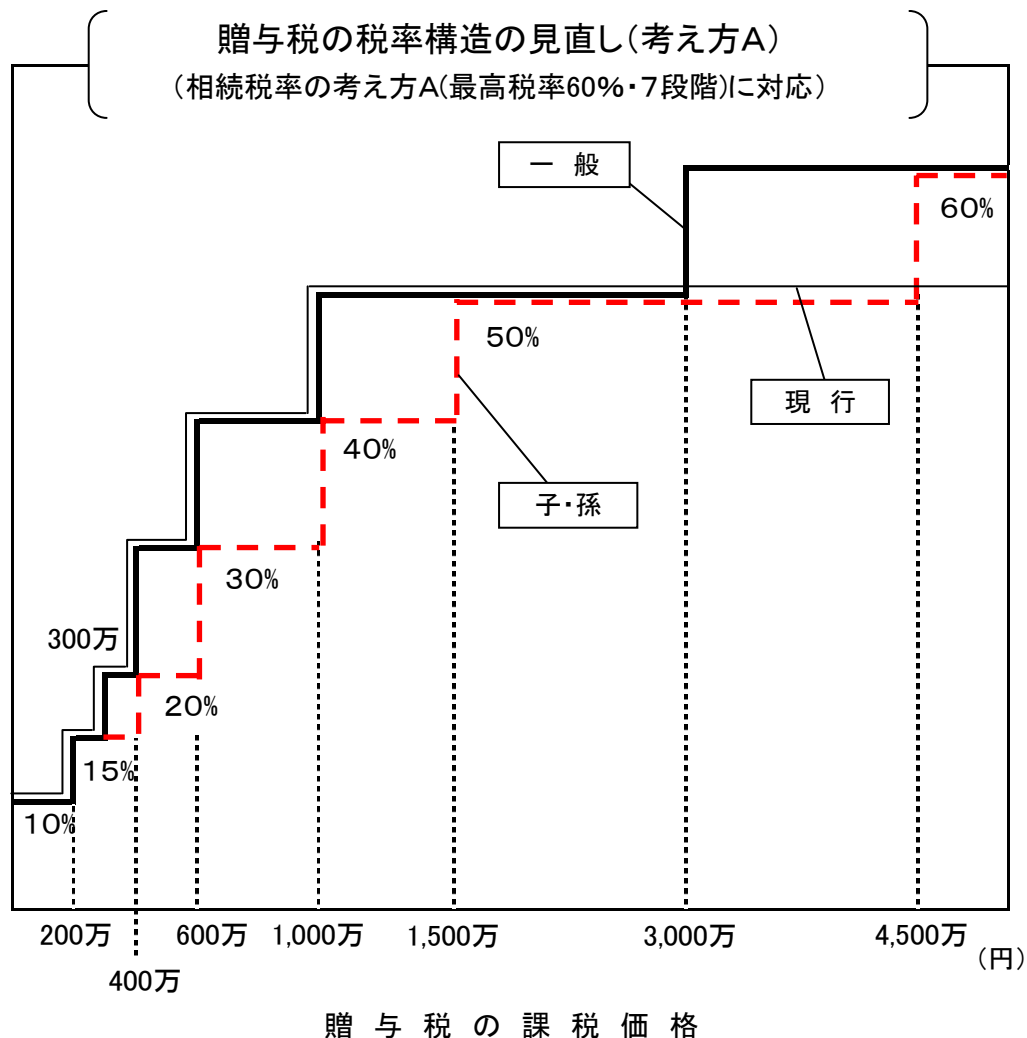
具体的には、贈与税・相続税の最高税率に到達する金額基準の比率(現行1:30)に着目し、過去の比率を参考としながら、子や孫などに対する贈与に係る贈与税の税率構造を緩和することを検討してはどうか。



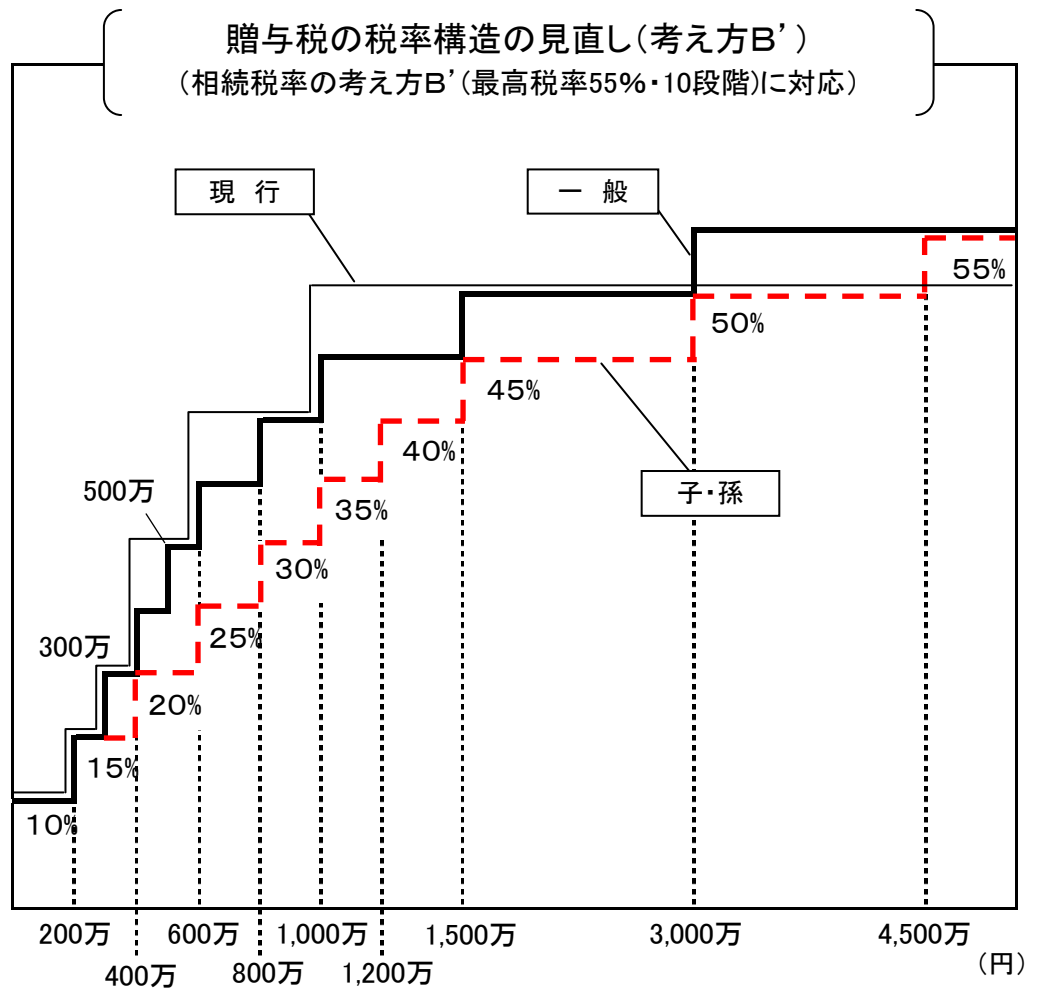
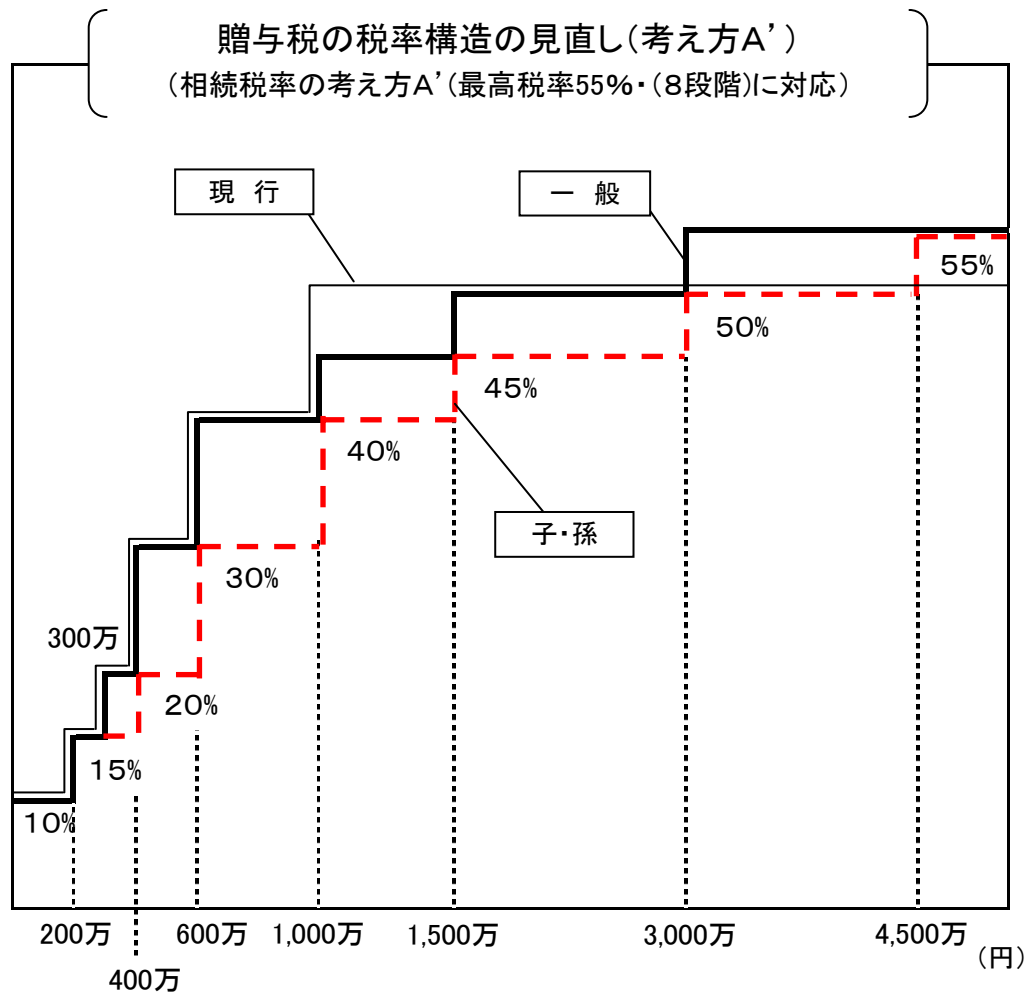
贈与税の税率構造に係る見直し(イメージ①)

相続税の税率構造を厳しくすれば、贈与税の税率構造を据え置くだけで、贈与税の相続税に対する相対的な厳しさは緩和される。

しかしながら、相続税の資産再分配機能の強化とあわせて、若年世代への生前贈与による財産の有効活用の観点から、直系卑属(20歳以上)への贈与に係る贈与税の税率構造だけを特別に緩和することが考えられる。

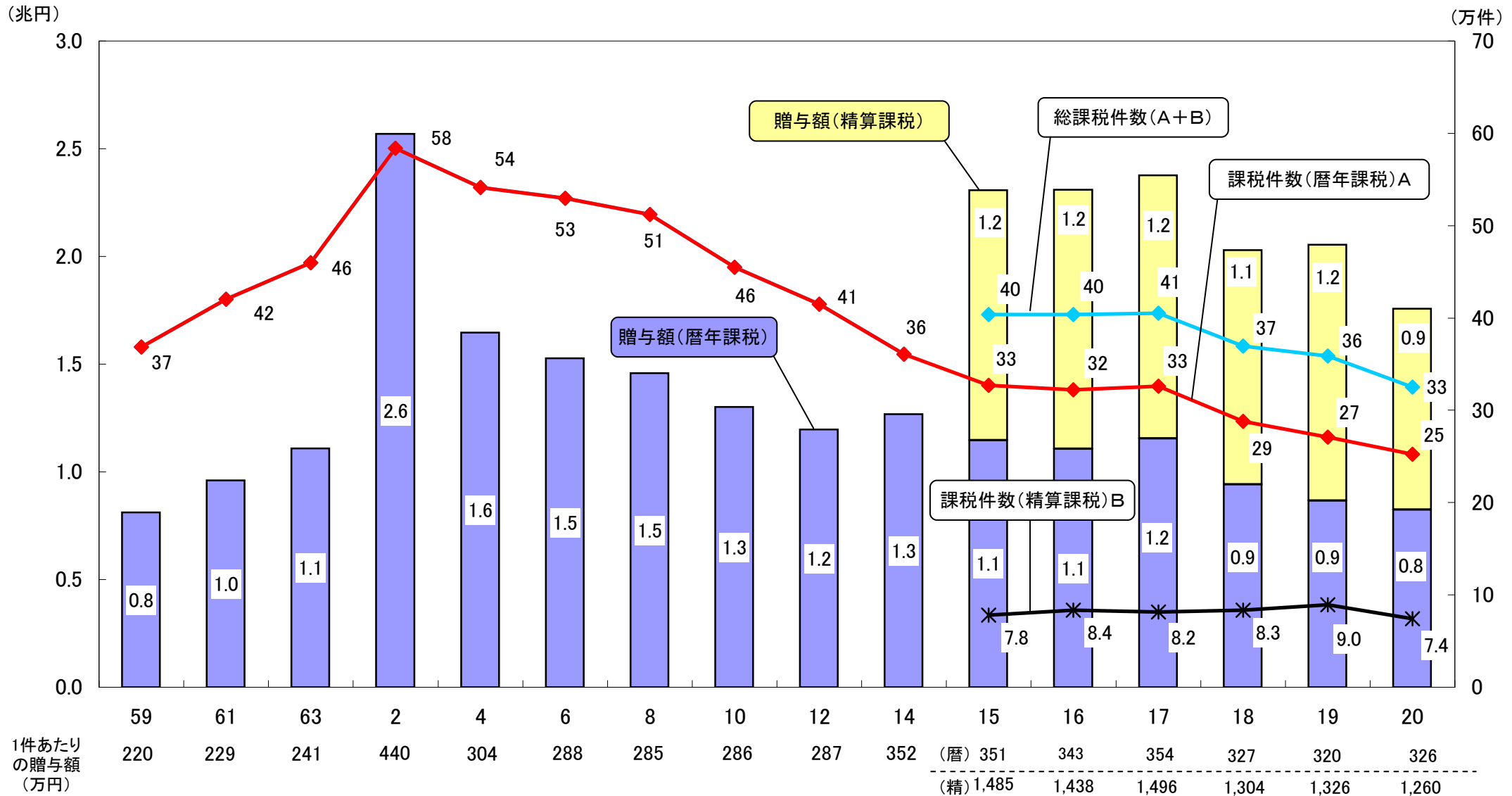


贈与税の税率構造に係る見直し(イメージ②)



贈与税の課税状況の推移

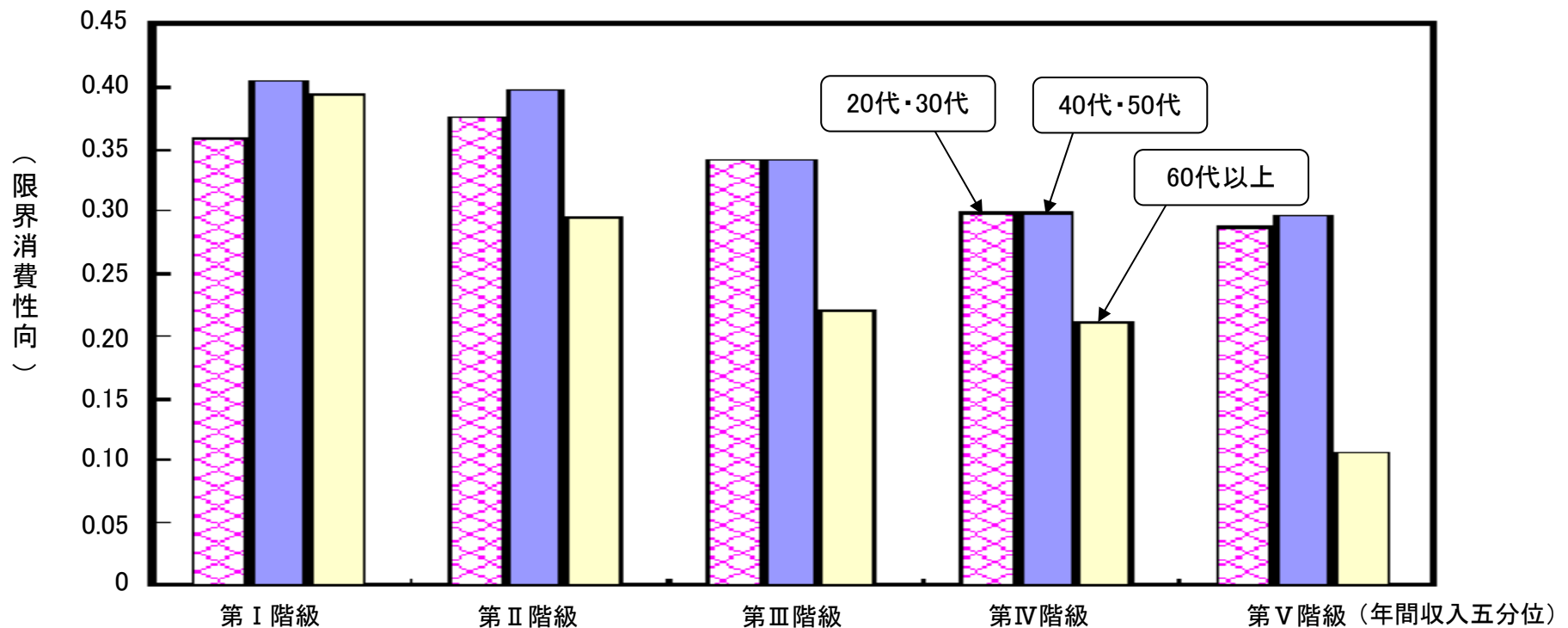
相続時精算課税制度の導入により、課税件数及び贈与額が増加。



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

世帯主の年齢階級別の限界消費性向（平成22年度経済財政白書より抜粋）

60代以上の高齢者層よりも40代・50代、20代・30代の方が限界消費性向が高い。
したがって、若年層への贈与による資産移転を促すことで、国全体としての消費拡大効果があることが伺える。



（出典）「平成22年度経済財政白書」（内閣府）。

- （備考）
1. 「限界消費性向」とは、所得を1単位増加させたときの消費の増分をいう。
 2. 総務省「家計調査」の特別集計により作成。
 3. 二人以上の世帯のうち勤労者世帯。年間収入五分位階級別。
 4. 世帯主の年齢階級別に区分した上で、五分位別に回帰分析した。
 5. 世帯単位の回帰分析であり、集計値から求めた限界消費性向と単純に比較することができない。
 6. 「年間収入五分位」の階級区分は、例えば平成21年は、第Ⅰ階級：433万円未満、第Ⅱ階級：433万円以上574万円未満、第Ⅲ階級：574万円以上723万円未満、第Ⅳ階級：723万円以上942万円未満、第Ⅴ階級：942万円以上である。